

「液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示」等の一部改正について

令和 2 年 1 0 月

国 土 交 通 省

海事局検査測度課

1. 背景

固体ばら積み貨物を海上で安全に運送するための基準は、国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定された 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約及び同条約に基づく国際海上固体ばら積み貨物規則（以下「IMSBC コード」という。）に定められており、我が国においても特殊貨物船舶運送規則（昭和 39 年運輸省令第 62 号。以下「特貨則」という。）及び液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示（平成 22 年国土交通省告示第 1526 号）等に取り入れ、安全規制を実施している。

平成 31 年 6 月の IMO 第 101 回海上安全委員会において、IMSBC コード 5 次改正が採択され、令和 3 年 1 月 1 日に発効することとなっている。我が国においても改正内容を担保するため、特貨則に関係する告示等について所要の改正を行うものである。

2. 改正概要

（1）IMSBC コード掲載物質の運送要件追加・変更

IMSBC コード 5 次改正において新たに 11 種類の物質（ボーキサイト粉等）について運送要件が定められるとともに、既存の規制対象物質であるボーキサイトについても運送要件が変更されることから、当該改正の内容を反映するため、以下の関係省令及び告示において所要の改正を行う。

＜改正予定法令＞

- ・船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和 54 年運輸省告示第 549 号）
- ・固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示（平成 5 年運輸省告示第 757 号）
- ・液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示（平成 22 年国土交通省告示第 1526 号）
- ・その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示（平成 22 年国土交通省告示第 1529 号）

（2）その他

その他所要の改正を行う。

＜改正予定法令＞

- ・危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）

3. スケジュール（予定）

公布：令和 2 年 12 月下旬

施行：令和 3 年 1 月 1 日（IMSBC コード第 5 次改正の発効日）